履修要項

全学科共通

卒業要件

学生は、日本文化学科、国際コミュニケーション学科または英語コミュニケーション学科を卒業し、それぞれ学士(日本文化・国際コミュニケーション・英語コミュニケーション)の学位を得るためには、4年間在籍し、所属する学科の履修規定に従って下記の単位数以上を修得しなければなりません。(学則第33条参照)

なお、卒業見込証明書は、4年生で残りの単位数が48単位以下の学生に対して発行します。

学 科	専門科目	共通科目	合 計
日本文化学科	54単位以上	34単位以上	134単位以上
国際コミュニケーション学科	56単位以上	34単位以上	134単位以上
平成26年度以前入学者	56単位以上	32単位以上	134単位以上
平成27年度以降入学者	56単位以上	34単位以上	134単位以上
英語コミュニケーション学科	90単位以上	36単位以上	134単位以上
平成22年度以前入学者	70単位以上	46単位以上	134単位以上
平成23年度以降入学者	90単位以上	36単位以上	134単位以上

1. 単 位 制

大学における単位制とは、入学年度の履修規定によって定められた一定の基準に従って科目を履修 し、その科目に定められた単位を所定の試験に合格することによって修得する制度です。

- 1) 1学年の学習期間は定期試験等の日を含めて35週で、これを春学期と秋学期の2学期にわけます (学則第12条参照)。本学の授業科目は、半年15週をもって完結します。
- 2) 授業の単位はすべての学習活動(教室における授業時間とその準備のための教室外における自習時間とを含めて)45時間をもって一つの基準としています。
- 3) 本学の授業科目の単位計算は、次の2種に大別されます。
 - (1) 講義、演習、実習の授業科目は、毎週2時間1学期で2単位。
 - (2) 外国語の授業科目は、毎週4時間1学期で2単位。

2. 授業科目の履修

大学を卒業するためには、履修規定に従って一定単位を履修しなければなりませんが、これは極めて厳格なものであり、1単位の不足があっても卒業資格は与えられません。授業科目の履修に際しては、細心の注意が必要です。

- 1) 学部専門科目の履修については、当該科目を設置する学科に所属する学生が優先されます。また、 履修希望者が多数の場合、担当者の判断により、抽選等の方法で人数を制限することがあります。
- 2) 個々の授業科目については、出席回数、臨時試験、試験、その他担当教員が必要と認める学習作業の結果等を総合して、その授業科目に合格と判定された場合、所定の単位が与えられます。した

がって試験の成績だけが合格の程度に達していても、他の点が不足している場合には不合格になる こともあります。

- 3) 各授業科目について、授業実施回数の3分の1以上欠席した者は、その科目の単位を修得することはできません。
- 4) 不合格になった授業科目を再び履修する場合は、出席、学習作業等その他すべて、当該授業科目を初めて履修する場合と全く同じように要求されます。

3. 履修登録

履修登録は、半期および1年の修学方針を決める上で最も重要な手続であり、単位取得ならびに卒業には絶対に欠かすことのできないものです。もしこれを怠った場合には、たとえ授業に出席し、試験で合格点を取っても全て無効とされるので、掲示、配付書類等に記載されている注意事項を熟読し、慎重に手続きすることが必要です。

1) 履修登録単位数の上限設定(CAP制) について

[平成26年度以降入学者] (編入学の場合、平成28年度以降の入学者)

各学期の履修登録単位数には上限を設定しています。これは、初期教育に重点を置き、 単位制に基づいた丁寧な教育を実施するためです。詳細は下記のとおりです。

適用学年 : 全学年

単位の上限: 1 学期20単位。ただし、当該学期の直前の学期のGPAが2.5以上の者につい

ては、1学期22単位。(学生便覧「4. 成績」参照)

英語コミュニケーション学科必修科目である「海外研修」直後の学期の履修登録上限単位数は、「海外研修」の成績(GPA)ではなく、「海外研修」直前の学期の成績(GPA)を基準とする。

(海外研修Aに参加する学生は1年次秋学期の成績(GPA)を、海外研修Bに参加する学生は2年次春学期の成績(GPA)が「海外研修」直後の学期の履修登録上限数の基準となる。)

上限に含める科目:各学科開設科目、共通科目、f-Campus科目、学習院大学特別聴講科目 上限に含めない科目:集中科目(英語コミュニケーション学科の「海外研修」を除く)

司書課程科目、学芸員課程必修科目、

日本語教員養成講座専門科目

単位認定科目(学生便覧「5. 単位の認定」参照)

卒業論文・卒業研究

学習院大学で開講されている教職課程科目のうち「教職課程に関する科目 |

2) 履修登録の手順

- (1) 学生便覧(履修要項及び履修規定)、シラバス(講義内容)、授業時間割、前の学期までの成績表等をガイダンス期間中に受領する。
- (2) 既取得の単位数、その年度の履修カリキュラム、自分の受講能力等を十分考慮して半期及び1年間の履修計画を立てる。
- (3) 履修計画に従って授業に出席し、更に検討を加えた上で、指定された期日に各自オンラインで登録する。登録が終わったら、登録画面を印刷し保管する。(控えとなるため必ず印刷すること)
- (4) 本学ホームページ上のオンライン履修登録確認画面にて内容を確認し、印刷した登録画面と照

合する。異議のある場合には、定められた期日までに教務部へ申し出る。 (以上で登録完了) ※オンライン履修登録システムの操作方法は、時間割冊子を参照すること。

- 3) 各自の授業時間割作成上の留意事項
- (1) 卒業に必要な履修規定上の条件を充足させることを優先して組んでいく。
- (2) 同一曜日に授業科目が集中し過ぎないようにする。受講能力の限度を考慮し、所要の自習活動が十分に行えるよう余裕のある時間割を組む。
- 4) 履修登録上の留意事項
 - (1) 履修登録は春・秋年2回実施する。日程等の詳細は、掲示及びホームページで確認すること。
 - (2) 登録完了後に履修登録を変更することはできない。

4. 成 績

成績評価方法については、【平成26年度以降入学者】と【平成25年度以前入学者および平成26年度 以前3年次編入学者】では異なりますので注意して下さい。

【平成26年度以降入学者】(編入学の場合、平成28年度以降の入学者)

本学では、平成26年度以降入学者より、学生一人一人の授業に対する習熟度を測り、効果的な学修指導に役立てることを目的にGPA制度を導入します。

1) GPA制度とは

GPA(Grade Point Average)とは、各科目の成績評価に一定のGP(Grade Point)を与えて数値化し、その累積に対する平均値を示すものです。これにより、学生一人一人の履修状況が客観的に把握されます。

2) 成績評価基準とGP

評価	素点	GP	評価基準	相対評価による 評価区分ごとの割合
S	90 ~ 100	4.0	設定された目標を十分に達成し、きわめ て優秀な成果をおさめている。	上位10%以内
Α	80 ~ 89	3.0	設定された目標を十分に達成している。	上位30%以内
В	$70 \sim 79$	2.0	設定された目標を達成している。	上位70%以内
С	$60 \sim 69$	1.0	設定された目標を最低限達成している。	
F	$0 \sim 59$	0.0	設定された目標を達成していない。	
X	評価なし	0.0	試験未受験・出席不良等、成績評価の前 提を満たしていない。	
N			修得単位として認定されたもの	

【備考】・履修者30名以上の科目については相対評価による成績評価とします。

- ・学期末試験やレポート等の得点と成績評価は一致しないことがあります。相対評価においては、例えば、試験で90点の評価を受けた場合でも、上位10%以内に入らなければ、S評価となりません(91点以上の評価を受けた者が上位10%を上まわれば、90点の評価を受けた場合でもS評価になりません)。
- ・学科の必須科目である基礎演習、演習、また履修者30名未満の科目及び語学科目について は相対評価の適用外とします。
- ・NはGPAの計算対象としません。

3) GPAの算出方法

(S評価の総単位数) × 4 + (A評価の総単位数) × 3 +

(B評価の総単位数) × 2 + (C評価の総単位数) × 1

GPA = -

総履修登録単位数

※計算値は小数点以下第2位を四捨五入します。

学期GPAの算出例>		
ある学期の		
〔履修状況〕	〔成績〕	·
· Basic Reading	В	各成績区分ごとのポイント数計は
· Basic Listening	С	S:4 (単位) × 4 → 16
・日本語表現法 I	F	A:6 (単位) × 3 → 18
·情報処理 I	A	B:6 (単位) × 2 → 12
· 伝統文化演習 V	S	C:2 (単位) × 1 → 2
・日本文化基礎演習 I	A	となり、その合計ポイント数は
· 人間関係論 Ⅱ	S	16 + 18 + 12 + 2 = 48
・民俗学 I	В	となる。これを(F(不合格)及びX(評価なし)の
・マスコミュニケーション論 I	A	科目を含めた) 総履修単位数20で割ったものが学期
・社会言語学 I	В	GPAとなる。
総履修登録単位数 20単位		学期GPA = 48 / 20 = 2.4

※GPAには、学期ごとに算出したもの「学期GPA」と各学期を通算したもの「通算GPA」があります。

4) GPAが適用される科目について

以下の①~④以外の卒業要件単位として認定される科目は、全てGPA算定の対象になります。

- ①本学以外の大学等で修得した科目を単位として認めたもの
 - ・編入学した際の単位認定科目
 - ・他大学との単位互換制度で修得した科目
- ②留学・技能審査により単位を認めたもの
- ③学芸員課程・司書課程科目及び教職課程科目のうち「教職課程に関する科目 |
- ④日本語教員養成講座専門科目

なお、一度不合格になった科目については、再履修で合格になった場合でも以前の不合格のGP 及び単位数を計算式の対象から除外しません。

5) 履修の取り消しについて

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる 履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

- 春・秋学期とも授業開始から4週経過後を目途に約5日間で設定
- ※学内掲示等により確認すること。
 - ・各学科の履修規定において必修となっている科目については取り消しの対象としない。
 - ・取り消した科目はGPA計算式に算入されない。
 - ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象とする。 取り消さずに途中で履修を中止した場合や、試験未受験・レポート未提出・出席不良等で成

績評価の前提を満たしていない場合はXとし、GPA計算式の分母(総履修登録単位数)の対象とする。

- ・取り消した科目も履修登録単位数の上限に含める。
- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講(履修)することはできません。

「休学・退学にともなう履修取り消し」

学期の途中で履修登録後に休学または退学が許可された場合には、当該学期に履修登録した全科目の履修が取り消されます。

6) 成績表への記載について

配付する成績表には、全ての科目の評価が記載されるとともに、学期GPA及び通算GPAが記載されます。なお、就職等本学以外で使用するために発行される証明書には、 $S \cdot A \cdot B \cdot C$ の評価のみ記載し、Fの評価およびXとなった科目は記載されません。

GPAは、各学期ごとに交付される成績表に記載されます。GPAを数値で客観的に知り、自らの 学業成績の状況を的確に把握し、主体的に次の学期の履修計画を立てていくよう心掛けてください。

7) GPAによる履修指導

2学期連続してGPAが1.5未満の場合、学部長からの注意勧告対象となるほか、修学上の指導を受けることが義務づけられます。前の学期を休学していた場合、休学前のGPAが適用されます。

8) CAP制 (履修単位の上限設定) について

単位修得のための学習時間(予習・復習を含む自主的な学習時間)を適切に確保してもらうため、 各学期ごとに履修登録単位数を制限するCAP制を導入します。

CAP制とは、1学期に履修登録できる単位数に上限を設ける制度です。

この制度は、安易な履修を制限し、履修登録科目の授業内容が深く理解できるよう授業 外学習時間を適切に確保するために設けられるものです。

履修登録にあたっては、この制度の主旨をよく理解し、無理のない学修計画を立てるよう心掛けてください。

- ①各学期ごとの履修登録単位数の標準を20単位とします。ただし、当該学期の直前の学期のGPAが2.5以上の者については単位数22単位とします。
- ②次に掲げる科目は、CAP制に含まないものとします。
 - · 卒業論文 · 卒業研究
 - ・集中科目 (英語コミュニケーション学科の「海外研修」を除く)
 - ·司書課程科目、学芸員課程必修科目
 - · 日本語教員養成講座専門科目
 - ・学習院大学で開講されている教職課程科目のうち「教職課程に関する科目」
 - 単位認定科目
- 9) GPAの利用について
 - 各種奨学金の支援対象者の選考
 - ・留学の派遣選考

【平成25年度以前入学者および平成26年度以前3年次編入学者】

1) 成績の評価は、S・A・B・C・Fまたは優・良・可・不可をもって行い、その評価換算基準は以下のとおりです。

平成24年度以前入学者及び平成26年度以前の第3年次編入学者

合否		不合格		
評価	優	不可		
素点	100-80	79-70	69-60	59-0

平成25年度入学者及び平成27年度第3年次編入学者

合否		不合格			
評価	S	F			
素点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0

- 2) 就職等本学以外で使用するために発行される証明書には、S・A・B・Cまたは優・良・可の評価を記載し、Fおよび不可は記載しません。
- 3) 前学期に履修した授業科目の成績表は次学期始業前に交付します。交付日は別途掲示します。4 年次学生・大学院2年次学生については、卒業式(修了式)当日に交付します。
- 4) 成績表は、新学期の履修計画を立てる上での資料となるだけでなく、学科によっては演習等申込みの際に必要なことがあり、また成績証明書を発行できない期間においては証明書の代用として就職活動に役立つ場合もあるので、大切に保管し参考にして下さい。なお、成績表の再交付は行いません。

5. 単位の認定

1) 入学以前に修得した単位および技能審査による単位認定【編入学者を除く学部生対象】

入学以前に他大学等で修得した単位及び技能審査において一定の水準に達した場合は、30単位を 上限として、卒業に必要な単位として認定されます。

(1) 技能審査による単位認定

技能審査(TOEFL等)において、一定の水準に達した場合、本学の授業科目の単位として認 定されます。単位の認定を希望する者は、所定の手続によって申請してください。

申請先:教務部

申請方法:所定用紙(「単位認定申請書」)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類:「スコア・レコード」または「合格証書」等のコピー

(取得(合格)時期は、入学時からさかのぼって3年以内のものに限る)

認定基準・対象科目は45・46頁の表を参照してください。

申請期限:平成29年4月22日(土)

(2) 他大学等で修得した単位

所定の手続によって申請してください。教授会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法:所定用紙(「単位認定申請書」)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類:「履修要項」「講義内容」等のコピーおよび成績証明書

申請期限:平成29年4月22日(土)

(3) 他大学等で修得した司書課程履修にかかわる単位認定

司書課程を履修する場合、他大学等で修得した単位を図書館司書に関する科目の単位として認定する場合があります。他大学の「履修要項(文部科学省省令科目と当該大学設置科目の対応表を必ず含めること)」「講義内容」等のコピーおよび成績証明書を持参の上、司書課程主任に問合せてください。当該認定単位数は卒業に必要な単位数には算入されません。希望者は、ガイダンスで詳細を確認すること。

申請先:教務部

申請期限:平成29年4月22日(土)

2) 入学以前に修得した単位および技能審査による単位認定【編入学者対象】

本学への入学以前に他大学等で修得した単位及び技能審査において一定の水準に達した場合は、合計66単位を上限として、卒業に必要な単位として認定されます。認定される科目群は、別に定める履修規定(3年次編入学生)によるものとします。

(1) 技能審査による単位認定

技能審査(TOEFL等)において、一定の水準に達した場合、本学の授業科目の単位として認定されます。単位の認定を希望する者は、所定の手続によって申請してください。教授会で審議のうえ、認定の可否を決定します。当該認定単位数は上記66単位に算入されます。

申請先:教務部

申請方法:所定用紙(「単位認定申請書」)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類:「スコア・レコード」または「合格証書」等のコピー

(取得(合格)時期は、入学時からさかのぼって3年以内のものに限る)

認定基準・対象科目は次頁の表を参照してください。

申請期限:平成29年4月22日(土)

(2) 他大学等で修得した単位

編入学試験で入学した学生で、以下の条件に該当する学生は、至急証明書を提出してください。 (提出場所:7号館1階 ④「入試・広報」窓口)

- ・短期大学を卒業見込で受験した学生:卒業証明書
- ・4年制大学在学中に受験し、受験時に67単位以上の成績証明書を提出していない学生:成績証明書

(3) 他大学等で修得した司書課程履修にかかわる単位認定

司書課程を履修する場合、他大学等で修得した単位を図書館司書に関する科目の単位として認定する場合があります。他大学の「履修要項(文部科学省省令科目と当該大学設置科目の対応表を必ず含めること)」「講義内容」等のコピーおよび成績証明書を持参の上、司書課程主任に問合せてください。当該認定単位数は上記66単位に算入されません。希望者は、ガイダンスで詳細を確認すること。

申請先:教務部

申請期限:平成29年4月22日(土)

3) 在学中に修得した単位、技能審査等による単位認定【全学部生対象】

在学中に修得した単位及び技能審査において一定の水準に達した場合は、30単位を上限として単位が認定されます。ただし、編入学者は、15単位を上限とします。

(1) 留学による修得単位の認定

留学生または協定留学生として外国の大学等において修得した単位は、本学において卒業に必要な単位とみなすことがあります。単位認定を希望する者は、所定の手続によって申請してくだ

さい。教授会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

[認定基準]

留学先大学等での単位修得科目の内容を勘案し、これと同等とみなされる本学の科目の単位として認定する。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:教務部に問い合わせてください。

(2) 他大学で修得した単位の認定

他大学等の科目等履修生として(学習院大学、f-Campus以外)修得した単位による認定を希望する者は、所定の手続によって申請してください。教授会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法:履修許可願ならびに単位認定の申請が必要です。

① 履修許可願の申請

所定用紙(「他大学等での科目等履修願」)に記入し、学科主任の承認印を得たうえで次の 書類を添えて提出してください。

添付書類:科目等履修を行う大学等の「履修要項」「講義内容」「時間割」等のコピー

申請期間:平成29年度春学期履修分 平成29年4月7日(金)

秋学期履修分 平成29年9月18日(月)

② 単位認定の申請

履修許可を受け、科目等履修を行ったうえで所定用紙(「単位認定申請書」)に記入し、成績証明書を添えて指定される期日までに提出してください。

(3) 技能審査による単位の認定

技能審査(TOEFL等)において一定の水準に達した場合、次頁の表に掲げた本学の授業 科目の単位として認定されます。単位の認定を希望する者は、所定の手続によって申請して ください。教授会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法:所定用紙(「単位認定申請書」)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類:「スコア・レコード」または「合格証書」等のコピー

申請期限:取得(合格)日以後2年以内(2年を超えた場合は受理されません)

[認定基準・対象科目]

平成23年度以降入学者対象

	授 業 科 目	単 位 認 定 基 準	備考
英コミ専	TOEIC Basics	TOEIC Listening & Reading Test 700	英語コミュニケーション学 科の学生のみ適用
等門 科 目	TOEIC Skills	TOEIC Listening & Reading Test 750	英語コミュニケーション学 科の学生のみ適用

外	BASIC READING	TOEFL(iBT) 68 Reading 17
玉	READING & WRITING	TOEFL(iBT) 79 Writing 17 Reading 20
語	BASIC LISTENING	TOEFL(iBT) 68 Listening 17
科	NEWS LISTENING	TOEFL(iBT) 79 Listening 21
目	INTENSIVE READING & WRITING	TOEFL(iBT) 88 Writing 20 Reading 24
1	SPEAKING PRACTICE	TOEFL(iBT) 88 Speaking 24
群	SPEAKING SKILLS	TOEFL(iBT) 88 Speaking 24
外	ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ	ドイツ語技能検定試験(独検) 3 級合格
国	フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ	実用フランス語技能検定試験(仏検)3級合格
語	イタリア語基礎Ⅰ・Ⅱ	実用イタリア語検定試験5級合格
科	中国語基礎Ⅰ・Ⅱ	中国語検定試験 4 級合格
2	韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ	「ハングル」能力検定試験 5 級または韓国語能力試験 (検定) 1 級合格
群	スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ	文部科学省認定スペイン語技能検定試験 5 級合格

平成22年度以前入学者対象

授 業 科 目	単 位 認 定 基 準	備考
TOEIC I	TOEIC Listening & Reading Test 700	英語コミュニケーション学 科の学生のみ適用
TOEIC II	TOEIC Listening & Reading Test 750	英語コミュニケーション学 科の学生のみ適用
READING COMPREHENSION I	TOEFL(iBT) 70 Writing 17 Reading 17	
READING COMPREHENSION II	TOEFL(iBT) 80 Writing 20 Reading 20	
LISTENING COMPREHENSION I	TOEFL(iBT) 70 Listening 17	
LISTENING COMPREHENSION II	TOEFL(iBT) 80 Listening 21	
COMPOSITION I	TOEFL(iBT) 70 Writing 17	
COMPOSITION II	TOEFL(iBT) 80 Writing 20	
外 ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ	ドイツ語技能検定試験(独検) 3 級合格	
国 フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ	実用フランス語技能検定試験(仏検) 3級合格	
語 イタリア語基礎Ⅰ・Ⅱ	イタリア語技能検定試験5級合格	
科 中国語基礎 I · Ⅱ	中国語検定試験 4 級合格	
目 韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ	「ハングル」能力検定試験 5 級または韓国語能力試験 (検定) 1 級合格	
群 スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ	文部科学省認定スペイン語技能検定試験 5 級合格	

(注)・ORAL COMMUNICATION I ・II、LISTENING COMPREHENSION III・IV、PUBLIC SPEAKINGは認定の対象とはならない。

(4) 本学語学教育センターの特定の講座を受講、修了することによる単位の認定

本学語学教育センターの「英語力養成コース (英語資格試験対策コース)」を受講し一定の評価を得て修了した学生には、次のとおり単位が認定されます。

- ・平成26年度以降入学者:「自由選択科目」
- ・平成25年度以前入学者:「英語演習Ⅰ」、「英語演習Ⅱ」、「自由選択科目」のいずれか

【申請手続】

申請先: 語学教育センター

申請方法・期限:コース修了時に語学教育センターの指示に従って申請のこと

(5) 教務委員会で適当と認めた学外講義等の単位の認定

学外講義等に参加し一定の評価を得て修了した学生には、教務委員会及び教授会の議を経て、 卒業単位に算入されない随意科目としての単位が認定されます。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:教務部の指示に従うこと

6. 他大学との交流

(1) 学習院大学教職課程

学習院大学(以下「大学 | という。)との協定に基づき、教員免許を取得することができます。 科目等履修生として大学で開設されている教職に関する科目を履修することになりますので、各 自の責任において計画的に履修を組み立てる必要があります。

履修を希望する学生は、毎年度所定の期間内に大学科目等履修生の申請手続きを行うとともに 学習院大学で開講される「教育基礎」の第1回の授業に必ず出席すること。詳細は、4月1日(土) に7号館1階教務部掲示板に提示します。

申請期間:平成29年4月3日(月)~4月13日(木)13:00 期限厳守

※受付は年1回のため、秋学期科目分も同時に申請すること。

申請・申請書類配布:教務部

(2) 学習院大学の授業科目履修(教職課程を除く)

学習院大学(以下「大学」という。)との協定に基づき、大学の授業科目を履修することがで きます。本学教授会の承認を経て大学教授会で選考の上、大学における特別聴講生となります。

対象学生 : 全学生

履修対象科目:演習科目及び本学開設の授業科目内容と重複する科目を除いた科目

: 平成29年4月3日(月)~4月13日(木)13:00 期限厳守

申請・申請書類配布:教務部

: 自由選択科目として卒業単位に算入されます。 修得単位

:授業の履修に必要な実験・実習等特別な経費を徴収することがあります。

注意 申請期間は年1回のため、秋学期分も同時に申請すること。

(3) f-Campusの授業科目履修

学習院大学、日本女子大学、立教大学、早稲田大学(以下「4大学」という。)との単位互換 制度(f-Campus)に基づき、特別聴講学生として4大学の授業科目を履修することができます。

対象学生 : 2年生 (第3セメスター) 以上の学生

: 各大学の提供科目をホームページで確認してください。

履修単位上限:年間12単位まで

登録スケジュール: 前期・通年科目

登録期間	平成29年3月27日(月)12:00~4月3日(月)9:30
登録結果発表	平成29年4月4日 (火) 9:30

後期科目

登録期間	平成29年9月1日(金)12:00~9月11日(月)9:30
登録結果発表	平成29年9月12日 (火) 9:30

登録方法 :ホームページで行います。ログイン方法は時間割冊子を確認してください。

f-Campusバーチャルオフィス http://www.f-campus.org/

本学ホームページ http://www.gwc.gakushuin.ac.ip/faculty/fcampus/

修得単位 :自由選択科目として卒業単位に算入されます。詳細は、各学科履修規定を参

照のこと。

授業料:科目ごとに演習料・実習費等を徴収することがあります。

7. 大学院開講科目の科目等履修

本大学院国際文化交流研究科が開講する授業を科目等履修生として履修することができます。履修希望者は、初回授業で科目担当教員から許可を受け、教務部に申請書を提出してください。

履修を申請できる科目は、原則として大学院開設科目のうち研修科目と学部研究科共同開講科目を除く全ての科目です。受講人数に制限がある、学部生の受講に適さない等の理由から、科目によっては履修を申請しても受講が認められない場合があります。

対象学生 : 学習院女子大学4年生

履修対象科目:大学院開設科目のうち研修科目と学部研究科共同開講科目を除く全ての科目を対象と

し、初回授業で科目担当教員から許可を受けるものとする。

申請締切 : 平成29年4月14日 (金) 13:00

: 平成29年9月29日(金)13:00

申請・申請書類配布:教務部(初回授業までに受領すること)

履修科目上限: 1 学期につき 4 科目8単位まで

(注意)

- ①募集受付は学期ごとに行います。
- ②申請にあたっては、履修上無理のないよう充分検討してください。締切後の申請取消しは、認められません。
- ③履修登録期間終了後、大学院生の履修登録がなく開講されなかった科目の履修は認められません。

履修要項

修了要件

学生は国際文化交流研究科を修了し、修士(国際文化交流)の学位を得るためには、原則として2年間在籍し、履修規定に従って下記の単位数以上を修得しなければなりません。(大学院学則第11条及び18条参照)

なお、修了見込証明書は、最終年次で残りの単位数が10単位以下の学生に対して発行します。ただし、修業年限を1年に短縮することを希望する者、留学した者、海外特別研修を履修した者は、当該年次での修了が十分に見込まれる場合、最終年次で残りの単位数が10単位を超えていても修了見込証明書を発行することがあります。

専攻		必修選択	自由選択	合計	
国際文	化交流専攻	16単位以上	14単位以上	30単位以上	

1. 単 位

- 1) 1学年の学習期間は定期試験等の日を含めて35週で、これを春学期と秋学期の2学期にわけます (本学学則第12条参照)。本大学院の授業科目は、半年15週をもって完結します。
- 2) 授業の単位はすべて学習活動(教室における授業時間とその準備のための教室外における自習時間とを含めて)45時間をもって1つの基準としています。
- 3) 本大学院の授業科目の単位数は、次のようになります。
 - ・講義、演習の授業科目は、毎週2時間1学期で2単位。
 - ・研修の授業科目は、一定期間修了で2単位または4単位。

2. 履修登録

- 1) 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員によく相談し、その指示に従ってください。
- 2) 履修登録は春・秋年2回実施します。日程等の詳細は、掲示及び本大学院ホームページ上で確認してください。
- 3) 授業時間割に掲載されている履修希望科目をオンライン履修登録システムの登録画面で選択します。登録が終わったら、登録画面を印刷し保管してください。(控えとして必ず印刷してください)
- 4) オンライン履修登録確認画面で内容を確認し、印刷した登録画面と照合して疑義のある場合は、 定められた期日までに教務部に申し出てください。
- 5) 登録完了後に履修登録を変更することはできません。

3. 成績

1) 成績の評価は、 $S \cdot A \cdot B \cdot C \cdot F \cdot X \cdot N$ をもって行い、その評価換算基準は以下のとおりです。 平成25年度以降入学者

合否	合格 不合格		合格				
評価	S	A	В	С	F	X (平成26年度以降)	N
素点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	評価なし	
						試験未受験・出席不良等、成績評価の前提を満たしていたいもの	修得単位として 認定されたもの

- 3) 前学期に履修した授業科目の成績表は次学期始業前に交付します。交付日は別途掲示します。4 年次学生・大学院2年次学生については、卒業式(修了式)当日に交付します。
- 4) 成績表は、新学期の履修計画を立てる上での資料となるだけでなく、学科によっては演習等申込みの際に必要なことがあり、また成績証明書を発行できない期間においては証明書の代用として就職活動に役立つ場合もあるので、大切に保管し参考にして下さい。なお、成績表の再交付は行いません。

4. 単位の認定

- 1) 本大学院ならびに本大学院以外で修得した単位等の認定
 - (1) 本大学院への入学以前に本大学院で修得した単位(科目等履修生、委託生又は交流学生として修得した単位)は、大学院学則第14条15条に基づき、10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として認定されます。
 - (2) 本大学院への入学以前に他の大学院等で修得した単位は、大学院学則第14条15条に基づき、 10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として認定されます。(海外の大学院等 も含む)
 - (3) 本大学院への入学後、在学中に他の大学院等での科目等履修その他によって修得した単位は、 大学院学則第13条15条に基づき、10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として 認定されます。(留学による海外の大学院等も含む)

ただし、本大学の学部開講科目の科目等履修によって修得した単位は、本大学院における修了 に必要な単位として認定されません。

- 2) 本大学院ならびに本大学院以外で修得した単位等の認定手続
 - (1) 本大学院への入学以前に本大学院で修得した単位の認定

入学以前に本大学院で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続きによって申請してく ださい。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:次の通り

所定用紙(「単位認定申請書」――教務部備付)に記入し、次の書類を添えて提出してください。 添付書類……本学が交付した成績証明書

申請期限……入学後1ヶ月以内

(2) 本大学院への入学以前に他の大学院等で修得した単位の認定

入学以前に他大学院等で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続きによって申請してください。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:次の通り

所定用紙(「単位認定申請書」――教務部備付)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類……「履修要項」「講義内容」等を示す文書のコピーおよび成績証明書

申請期限……入学後1ヶ月以内

(3 - a)

留学生または協定留学生として外国の大学院等において修得した単位は、本大学院において修 了に必要な単位とみなすことがあります。留学によって修得した単位の認定を希望する者は、所 定の手続きによって申請してください。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。 「認定基準」

留学先の大学院等での単位修得科目の内容を勘案し、これと同等とみなされる本学の科目の単位として認定する。

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:教務部に問い合わせてください。

(3-b) 在学中に他の大学院等で修得した単位の認定

在学中に他の大学院等での科目等履修その他によって修得した単位の認定を希望する者は、所 定の手続きによって申請してください。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

他の大学院等で科目等履修その他を行う場合は、あらかじめ当該の大学院等と本大学院との間で協議を行いますので、必ず日程に余裕をもって事前に指導教員と相談してください。

なお、大学院間交流の協定に基づき他大学大学院において修得した単位については、認定の手続きの必要はありません。(「5.大学院間交流」を参照)

【申請手続】

申請先:教務部

申請方法・期限:次の通り

他の大学院等での科目等履修その他による単位修得を希望する場合、年度始めに履修許可の手続きをし、単位修得または研究指導終了の後に単位認定の手続きをすることになります。

《履修許可願》

所定用紙(「他大学院等での科目等履修願」——教務部備付)に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類……科目等履修を行う大学院等の「履修要項」「講義内容」「時間割」等を示す文書のコピー

出願期間は年度始めに掲示します。

《単位認定申請》

履修許可を受け、科目等履修または研究指導が終了した後に所定用紙(「単位認定申請書」――教務部備付)に記入し、成績証明書または研究指導者による評価を記した書類を添えて、指定期日までに提出してください。

期日については教務部に確認してください。

(4) 他大学等で修得した司書課程履修にかかわる単位認定

司書課程を履修する場合、他大学等で修得した単位を図書館司書に関する科目の単位として認定する場合があります。他大学の「履修要項(文部科学省省令科目と当該大学設置科目の対応表を必ず含めること)」「講義内容」等のコピーおよび成績証明書を持参の上、司書課程主任に問い合わせてください。希望者は、ガイダンスで詳細を確認してください。

【申請手続】

申請先:教務部

申込方法・期限:教務部に問い合わせてください。

5. 大学院間交流

早稲田大学大学院、日本女子大学大学院、学習院大学大学院との協定に基づき、授業を履修することができます。履修希望者は、大学院事務室に相談の上、教務部に申請書を提出してください。

対象学生 : 大学院生 (M 1より可)

履修科目:大学院事務室または教務部備付の提供科目一覧を参照してください。

履修単位上限:8単位(早稲田大学大学院)、10単位(日本女子大学大学院)、8単位(学習

院大学大学院)

申請期間 : (早稲田大学大学院)平成29年4月7日(金)~4月13日(木)13:00 期限厳守

(日本女子大学大学院)平成29年4月8日(土)~4月14日(金)13:00 期限厳守 (学習院大学大学院)平成29年4月7日(金)~4月14日(金)13:00 期限厳守

申請・申請書類配布:教務部

修得単位:自由選択科目として修了単位に算入されます。

授業料:科目ごとに演習料・実習費等を徴収することがあります。

(注意) 受付は年1回のため、秋学期分も同時に申請してください。

6. 学部開講科目の科目等履修

本大学国際文化交流学部が開講する授業を科目等履修生として履修することができます。履修希望者は、大学院事務室に相談の上、教務部に申請書を提出してください。

履修を申請できる科目は、原則として演習科目・実習科目を除く講義科目に限られます。受講人数に制限がある、大学院生の受講に適さない等の理由から、科目によっては履修を申請しても受講が認められない場合があります。

対象学生 : 大学院生

履修対象科目:学習院女子大学国際文化交流学部が開講する講義科目

申請期間 : 平成29年4月7日(金)~4月14日(金)13:00

: 平成29年9月18日(月)~9月29日(金)13:00

申請・申請書類配布:教務部

履修科目上限:1学期につき2科目まで

(注意)

- ①資格課程履修者の場合、資格課程の科目と合わせて1学期につき6科目までしか履修申請できません。(「資格課程の履修について」を参照。)
- ②履修希望者は、履修する科目を検討し、その内容について指導教員の承諾を得、その上で 申請してください。研究科委員会の審議、本学教授会での承認を経て、科目等履修生とな ります。
- ③科目等履修生として修得した学部開講科目の単位は、修了に必要な単位に含まれません。